

パルクラブ会員規約

浜名湖パルパル
パルクラブ事務局

1. 利用会員

利用会員とは、会員とそれに準じた方々のみが利用でき、他人に貸したり譲ったりする事は出来ません。

無断で転売または営利を目的とした行為をした場合は、一方的に契約を破棄する場合があります。

2. 会員券

会員券は一口につき、メンバーズチケット50枚または25枚をもって換えさせていただきます。メンバーズチケット1枚につき、5名様までご利用いただけます。

3. 有効期限

会員の有効期限は、申し込みをした日の翌月1日から半年間とします。

4. 契約の継続手続き

契約更新時の必要な手続きについては、パルクラブ事務局が責任をもって行います。

5. 入会金

入会初年度のみ、口数に関係無く入会金1万円（消費税込）を支払うものとします。

6. 会費（メンバーズチケット追加購入）

一口につき、2万5千円（消費税込）または、1万5千円（消費税込）とし、継続更新の際に支払うものとします。

7. 会費等の支払い

入会時及び継続更新の際の会費は、浜名湖パルパルが指定する金融機関の口座に振込むものとする。

8. 届け出の変更

お申し込みいただいた担当者等の変更があった場合は、速やかにパルクラブ事務局までご連絡願います。

9. 会員特典

入園料が無料となる他の特典は、チケットに記載の通りとします。

10. 定めのない事項の処理

この規約に定めのない事項については、浜名湖パルパル、会員双方協議の上定めるものとします。

尚、入会金及び年会費は、消費税率の改定に伴い変更となる場合がございます。